

市有施設の「屋根貸し」による
太陽光発電事業者募集要項

平成25年11月
久留米市

目 次

1	募集内容	1
2	太陽光パネル設置仕様	2
3	管理・損害・賠償について	3
4	その他の条件等	4
5	その他	4
6	応募資格要件	4
7	太陽光発電設備の設置可能範囲を示した図面の配布及び詳細な平面図等の閲覧	5
8	質問及び回答の方法	6
9	応募申込手続	6
10	設置事業者の決定	7
11	使用に向けた手続	8
12	設置事業者の決定の取消	8
13	その他	8
14	問合せ先	8

様式集

別紙 公募施設一覧

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業者募集要項

久留米市では、「地球温暖化対策実行計画」において、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでおり、その一環として、①公共施設の有効活用、②災害時における公共施設機能の強化、③環境やエネルギーに対する市民意識の向上を図ることなどの観点から、次のとおり市有施設に太陽光発電設備を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。募集に参加される方は、この要項のほか、『市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業協定書（案）』及び関係法令等をご承知のうえ、申し込んでください。

1 募集内容

(1) 事業の名称

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

(2) 要項の目的等

本要項は、久留米市が所有する公有財産の屋根を活用して太陽光発電事業を実施する事業者を募集することを目的とします。本要項に従って応募し、決定した設置事業者は、必要書類提出後、市から行政財産の使用許可を受け、自らが事業主体となり、太陽光発電設備を設置し、法令に基づき、原則として全量を電気事業者に売電していただきます。

(3) 屋根貸しの対象施設

- ① 施設数 3 施設
- ② 施設名称 ・ 清掃事務所
 ・ 筑邦西中学校
 ・ 良山中学校管理棟
- ③ 屋根面積等 別添「公募施設一覧」のとおり

各施設において、屋根伏図、建物の立面図及び太陽光発電設備の設置を可能とする具体的な箇所等の図面は、別途、久留米市環境部環境政策課において配布します（当該図面はホームページ上での公開はしません）。

なお、上記図面のほか、各施設の詳細な図面は、久留米市環境部環境政策課及び久留米市教育部学校施設課において閲覧が可能です。図面の配布及び閲覧期間は後記「7 太陽光発電設備の設置可能範囲を示した図面の配布及び詳細な平面図等の閲覧」に示しています。

(4) 使用許可の期間

- ① 屋根貸しを行う期間は売電期間 20 年間に設備の設置撤去期間を加え、21 年間以内とします。
- ② 設置事業者は、毎年度、使用許可の手続を行うものとします。

(5) 使用料

- ① 使用料は、最低額を年額で1㎡当たり300円とし、この使用料単価に使用面積を乗じた金額での応募となります。
- ② ①により申し込みがあったもののうち、最高の応募価格に、応募価格にかかる消費税及び地方消費税の額を加算して得た額が市に支払う年間使用料となります。なお、事業期間中は、使用料の改定は原則として行いません。
- ③ 各施設において、太陽光発電設備の設置を可能として指定した範囲以外の市有地等を占有する場合は、協定書締結後、各施設管理者との協議の上調整を行い、当該箇所に係る行政財産の使用料を納付してください。
- ④ 使用料の始期は、平成 25 年度は太陽光発電設備の設置工事開始日とし、使用料の終期は、太陽光発電設備の撤去日とします。
- ⑤ 使用料は久留米市の発する納入通知書により、久留米市の指定する期限までに全額納付してください。

(6) その他必要経費等

発電用パネル及びその付属設備の設置及び管理にかかる電気料及び水道料は、設置事業者が全額負担するものとし、子メーター等により把握し算定した額を市の指定する方法により納付してください。

2 太陽光パネル設置仕様

(1) 発電設備

太陽光パネルによる発電設備とします。

(2) 発電容量

20kw 以上の公称発電容量を有するものとします。

(3) 設備基本仕様

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する「認定発電設備」に適合し、全量買取制度に則った設備仕様とします。

施設の屋根から、太陽光パネルで発電した電気を全量売電できるように系統連携を行い、売電メーターを介して売却先電気事業者の指定する方法により独自の配線ルートでもって接続してください。

なお、設備の設置に伴う工事費等は、仮設を含め設置事業者が全てを負担するものとします。

関連産業の育成を図るため、太陽光パネルについては、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む）を使用するように努めてください。

(4) 非常用電源に関する協力

設置事業者は太陽光発電による電力が使用できる、単相 100V コンセントが付属し、3,000W 以上の電力を供給可能な仕様の太陽光発電設備を設置し、災害時等に市が電力を無償で使うことができるようにしてください。

(5) 設備設置期間

電気事業者への売電を開始した日から20年間とします。また、太陽光発電設備の設置は、原則として平成26年3月31日までに行ってください。

なお、売電期間終了後、設置事業者の負担と責任において速やかに撤去し原状回復することを基本とし、売電期間終了2年前に市と協議するものとします。

学校については、授業時間中や学校行事等の実施中に、騒音や振動を発生する作業は原則としてできないので、工事の工期や時間帯については、十分配慮してください。また、生徒の安全確保に十分配慮してください。

(6) 設備設置準備

施設の屋根に、架台等の取付材を含む太陽光パネルを設置するときは、施設の機能を損なわないように適切な荷重計算を行い、安全上の問題が生じないように設置してください。

太陽光パネルを屋根に設置した際の、建物の安全性を一級建築士が保証した文書を、太陽光パネル設置前に市に提出してください。

また、設置後に設備の落下や雨漏り等が生じないように、十分な措置を講じた設計としてください。

キュービクルは、原則として地上に設置してください。(設置場所に関しては、施設管理者と協議を行ってください。)

(7) 設備取付仕様

施工に際しては、施工前に工事対象となる施設の管理者と協議の上、利用者の安全及び業務に支障を生じさせない工程及び工法を計画してください。また、設置に伴い市の施設及び第三者へ損害を与えたとき又は安全上の問題が生じたときは、設置事業者の負担により、その損害を賠償しなければならないものとします。

(8) 設備設置に伴う各種手続き等

屋根貸しによる太陽光パネルの設置に伴う各種関係機関への申請又は届出等の手続き、及び手続きに伴う費用等は、設置事業者が全てを負担するものとします。

(9) 市内事業者への発注

太陽光発電設備の施工及び管理等については、市内中小企業事業者の受注機会の確保に努めてください。

3 管理・損害・賠償について

(1) 管理基本仕様

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び経済産業省の指針等により、適切に当該発電設備を管理する設備の維持管理者(以下「管理者」という。)を指定し、管理者として電気主任技術者等を必要な人数配置してください。

(2) 損害賠償責任

太陽光発電設備及びその付属設備が原因により、市の施設（太陽光発電設備の設置箇所以外の部分も含む）及び第三者へ損害を与えたときは、設置事業者がその損害を賠償するものとします。また、風水害等により太陽光パネル及びその付属設備が原因となって市の施設及び第三者へ損害を与えたときも同様とします。

(3) 天災等による損害やリスク

- ① 天災その他やむを得ない事情により施設が利用できなくなった場合に生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとします。
- ② 発電設備の故障や劣化、周辺環境または気象変動等により日射量や日照時間が減少した場合のリスクは設置事業者が負うものとします。

(4) 保険の付保

太陽光発電設備一式の維持管理に際し、事業期間中に必要と考える損害賠償保険を付保してください。

4 その他の条件等

施設の屋根の使用許可をする際の条件は次のとおりとします。

- (1) 設置事業者は、市と協定書を締結すること。
- (2) 本事業の有用性検証のため、設置した太陽光発電設備による発電量や事業収支の状況等を市に報告すること。報告内容は、設置事業者と協議した上で、市において公表する場合があります。
- (3) 太陽光発電設備について、市が見学等を行うことを認めること。
- (4) 市が行う外壁等の工事の際に、一時的に太陽光発電設備の日照を一部遮る必要が生じた場合は了承すること。
- (5) 市の承認を得ずに、使用权を第三者に転売、転貸、譲与しないこと。

5 その他

この募集要項に明記されていない細部の事項については、関係法令及び市の指示に従うものとします。

6 応募資格要件

- (1) 次の①～③の要件をすべて満たす法人または共同企業体とします。
 - ① 本募集要項、市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業協定書（案）の各条項及び関

係法令のすべてを承知していること。

② 久留米市内において太陽光発電事業を実現し、事業期間内において継続的に事業を実施することができる技術力、資金力及び経営能力を有していること。

③ 日本国内に本拠地を有すること。

※共同企業体（連合体）で応募する場合は、必要な手続き等を担当する連合体の代表構成員を定め、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。

(2) 次の各事項に該当する者は、申し込みすることができません。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

② 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法第 18 条または第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て

③ 次の(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない者（(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者を含む。）であること。

(ア) 久留米市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 久留米市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が久留米市との契約を締結することまたは久留米市との契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により久留米市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて久留米市との契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用していた者

④ 国税、県税、市税を滞納している者

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

(ア) 法人の役員等（※）が法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者

(イ) 次のいずれかに該当する者

(a) 法人の役員等（※）が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(b) 自己、自社または第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(c) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あ

- るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(d) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(e) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者
(ウ) 前記(ア)及び(イ)の者の依頼を受けて申込をしようとする者

なお、市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施が共同企業体等による場合は、構成員を含めたすべての者が上記条件を備えていることとします。

7 太陽光発電設備の設置可能範囲を示した図面の配布及び詳細な平面図等の閲覧

太陽光発電設備の設置可能範囲を示した図面の配布及び詳細な平面図等の閲覧については、以下の期間・場所において実施します。

(1) 図面の配布期間

平成 25 年 11 月 15 日(金) ～ 12 月 16 日(月)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

※期間内の土・日曜日及び休日は配布を行いません。

※配布した図面は、公募終了後は責任をもって廃棄処分してください。

(2) 詳細な平面図等の閲覧期間

平成 25 年 11 月 15 日(金) ～ 12 月 16 日(月)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

※ 土・日曜日及び休日を除く。

(3) 場所

① 図面の配布

環境部環境政策課

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 14 階 電話：0942-30-9146

② 詳細な平面図等の閲覧

(ア) 清掃事務所

環境部環境政策課

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 14 階 電話：0942-30-9146

(イ) 筑邦西中学校及び良山中学校管理棟

教育部学校施設課

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 17 階 電話：0942-30-9214

8 質問及び回答の方法

募集要項等に関して質問がある場合は、平成 25 年 11 月 29 日(金)午後 5 時 15 分までに「14 問合せ先」まで、FAX または電子メールにて行ってください。

公平性を保つため、電話又は窓口における問い合わせについては、一切受け付けません。

質問に対する回答は、平成 25 年 12 月 6 日(金)頃を目途にホームページへ掲載により行います。

9 応募申込手続

(1) スケジュール

- ① 受付日時 平成 25 年 11 月 15 日(金) ～ 平成 25 年 12 月 16 日(月)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
※期間内の土・日曜日及び休日は受付を行いません。
- ② 現地説明会 平成 25 年 11 月 25 日(月) 13 時 30 分～17 時 00 分
13 時 30 分に久留米市役所東口出発 (公用車で 3 施設を順に回ります。)
※説明会への参加希望者は、11 月 22 日午後 5 時 15 分までに、久留米市環境部環境政策課へ電話で申込をしてください。(久留米市環境部環境政策課 0942-30-9146)
参加人数は、1 社あたり 2 人までとします。
- ④ 申込先
久留米市城南町 15-3 久留米市役所 14 階 環境部 環境政策課 (郵送不可)
※直接窓口へご提出ください。

(2) 必要な書類

- ① 応募申込書【様式 1-1】1 部
代表者印で押印してください。
※共同企業体(連合体)で申込される場合は、【様式 1-2】1 部
共同企業体を構成するすべての者が代表者印で押印してください。
応募申込書は、他の書類とは別の封筒に入れて封をし、押印に用いた印で封印してください。
- ② 役員一覧【様式 2】1 部
共同事業者がいる場合は、事業者ごとに添付してください。
- ③ 法人登記現在事項証明書(発行後 3 ヶ月以内のもの) 1 通
- ④ 会社等の概要がわかるもの(パンフレット等) 1 部
- ⑤ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近 3 年分) 1 通
- ⑥ 納税証明書等(直近で発行後 3 ヶ月以内のもの)
(ア) 国税: 国税に未納がない証明(法人: 法人税等(納税証明書その 3 の 3)) 1 通
(イ) 県税: 県税に未納がない証明 1 通
(ウ) 市税: 市税に未納がない証明 1 通
※本店等所在地分のみで構いません。
- ⑦ 印鑑証明書(発行後 3 ヶ月以内のもの) 1 通
- ⑧ 共同企業体(連合体)の概要【様式 3】 1 部
※共同企業体(連合体)で申込される場合のみ

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

10 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者決定日 平成 25 年 12 月下旬を予定しています。
- (2) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、久留米市が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者としします。
なお、最高の応募価格で申し込みを行った設置事業者の決定が取り消された場合には、次点の応募価格で申し込みを行った者を設置事業者としします。
- (3) くじによる設置事業者の決定
最高となるべき応募価格での申し込みが 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (4) 設置事業者の公表
設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、久留米市ホームページに決定金額及び設置事業者を掲載します。
- (5) その他
設置事業者が決定次第、応募事業者へご連絡いたします。

11 使用に向けた手続

- (1) 必要書類の提出
協定書締結に先立ち、下記の書類を提出していただきます。
 - ① 太陽光パネルの設置位置図及び設置立面図（寸法等記入）
 - ② 太陽光パネルの設備本体の構造、設置方法、幹線ルート等
 - ③ 太陽光パネルの設備スケルトン図、設備容量等
 - ④ 太陽光パネルの維持、管理運営に関する事項
 - ⑤ 太陽光パネルを設置する公共施設から電気を使用する場合は、その仕様等
 - ⑥ 準備作業を含み設置から管理運営に至るまでの事業全体スケジュール
 - ⑦ 損害賠償等について保険に加入したことを証する書面
（書類提出時点で保険加入していない場合は、加入予定保険の内容を記した書面を提出するものとし、保険加入後に、その加入証書のコピー等を提出してください。）
 - ⑧ 太陽光パネルを屋根に設置した際の、建物の安全性を一級建築士が保証した文書
- (2) 協定書の締結
(1)に定める必要書類の内容を市が承認後 6 日以内に、設置事業者と久留米市で協定書を締結します。
- (3) 行政財産使用許可申請の手続き
設置事業者は、協定書締結後、速やかに行政財産使用許可申請書を提出してください。

12 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消し、決定が取り消された日から起算して2年を経過する日までは、本市が行う屋根貸しによる太陽光発電設備を設置する事業者の募集に参加することができません。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに協定の締結に応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合。

13 その他

使用許可の手續きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

14 問合せ先

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市 環境部 環境政策課

電話 0942-30-9146

FAX 0942-30-9715

ホームページアドレス : <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

電子メールアドレス : kansei@city.kurume.fukuoka.jp